

京都市水路等の管理に関する事務の委任に関する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第114号

京都市水路等の管理に関する事務の委任に関する規則

(委任)

第1条 地方自治法第153条第1項の規定により、京都市水路等管理条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する水路等（同条第2号に規定する農業用水路等を除く。以下同じ。）のうち、下水道法第9条の規定による供用開始の公示を行った区域内にある区間に係るもの（別に定めるものに限る。）について、次に掲げる事務を上下水道局長に委任する。

- (1) 水路等のしゅんせつに関すること。
- (2) 条例第2条第4号に規定する水路区域の清掃及び除草に関すること。
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が行う水路工事（条例第2条第5号に規定する水路工事をいう。）及び水路等の維持に関すること。ただし、条例に基づく協議、監督処分その他の権限の行使及び報告又は資料の提出の要求に関するものを除く。
- (4) 条例第28条の規定による土地の立入り（前3号に規定する事務を行うためのものに限る。）に関すること。

2 上下水道局長は、市長が必要があると認めるときは、前項の規定により委任した事務の執行について、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特に重要又は異例な事項で、市長が自ら処理することが適当であると認めるものについては、自ら執行するものとする。

（委任による京都市水路等管理条例施行規則の読み替え）

第2条 前条第1項の規定により市長が上下水道局長に委任する同項第4号に掲げる

事務については、京都市水路等管理条例施行規則第2号様式中「京都市長」とあるのは、「京都市上下水道局長」と読み替えて、同様式の規定を適用する。

(補則)

第3条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に關し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)